

第42回環境審議会 審議項目一覧

資料 1

	目的	対象	計画期間	概要	審議いただきたいポイント
第2次古賀市環境基本計画 後期実施計画	古賀市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること及び、第4次古賀市総合振興計画で掲げた都市イメージ「つながり にぎわう 快適安心都市こが ～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」を環境面から実現すること	市民、事業者、団体、行政	平成31年度～平成35年度 (基本計画は平成26年度～平成35年度)	古賀市の環境行政の最上位計画として平成26年度に策定された、「第2次古賀市環境基本計画」(平成26年度～平成35年度)における、後期の事業及び施策の一覧。環境面において、古賀市が市民、事業者などとの共働によって環境に配慮したまちづくりを推進していくための目標や取組の内容などをまとめたものになります。 構成としては、 ①第2次古賀市環境基本計画の概要(1～10ページ) ②後期事業・施策の体系図(11ページ) ③後期事業・施策の一覧(12～84ページ)となっています。	①については、基本計画の内容をまとめたもの、②、③については11月の審議会の意見を基に修正したものととなります。 ②、③の修正状況を確認いただくとともに、冊子総体としての整合性が取れているかの確認をお願いします。
第2次古賀市ごみ処理基本計画	ごみ処理基本計画は、長期的視野に立った市町村の一般廃棄物の基本方針となる計画であり、市民・事業者・行政の共働による質にも着目した「循環型社会」を形成し、施策の展開に取り組んでいく。	市民、事業者、団体、行政	平成26年度～平成35年度	「第4次古賀市総合振興計画後期計画」の目標値が改定され、諸条件に変動があったことから、整合性を図るため、一部見直し(家庭系のごみ処理量へ)を行う内容となります。変更箇所としては、 ①計画の対象・範囲・機関(3ページ) ②ごみ処理量と資源化の目標(44～46ページ)	①については、変更箇所の内容をまとめたもの、②については、変更箇所の修正を確認いただくとともに、第2次古賀市環境基本計画及び第4次古賀市総合振興計画後期計画との整合性が取れているかの確認をお願いします。
生物多様性古賀戦略	人と自然に関わる様々な課題(多様な主体と連携、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換、里地里山の維持管理、鳥獣被害、外来種対策など)の解決。 古賀に関わる様々な人に、古賀への愛着やほこりを持ってもらうことで、古賀の生物多様性を保全するとともに、生物多様性が生み出す恵みを活かしていく。	市民、事業者、市民活動団体、教育・研究機関、行政	2019年度～2033年度	「生物多様性基本法」第13条に定められた生物多様性地域戦略として策定予定。 国や福岡県の計画、古賀市の上位計画である「古賀市総合振興計画」「古賀市環境基本計画」等、関連計画との連携と調整をはかりつつ、多様な主体との連携を図りながら様々な分野において、生物多様性保全と持続可能な利用を推進するための目標や取組などをまとめたものになります。構成としては、 1章「古賀を知る・感じる・考える」(1～14ページ) 2章「古賀の将来像を描く」(15～20ページ) 3章「将来像を実現するための取組」(21～38ページ) 4章「戦略の推進に向けて」(39～41ページ)となっています。	多様な主体と共働で取組を推進するため、これまで興味のなかった方や将来を担う子どもたちにも生物多様性について知ってもらうきっかけとなるよう、親しみやすい名称とわかりやすい内容としています。 冊子総体としての整合性が取れているかの確認をお願いします。
古賀市災害廃棄物処理計画	東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨災害における災害廃棄物の処理経験を教訓に、古賀市が被災した場合を想定し、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を整理したもの。	行政	期間の定めなし。 (県や当市の関連計画や被害想定の見直し、廃棄物処理施設の状況等の変化に対応して適宜見直し。)	「廃掃法」第5条の2第1項に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」、また「災害廃棄物対策指針」、国が策定する「廃棄物処理施設整備計画」を踏まえながら、「福岡県災害廃棄物処理計画」や、古賀市の上位計画である「古賀市地域防災計画」「古賀市一般廃棄物処理計画」と整合性を図り、非常災害発生時に備えた当該計画を策定するとともに適宜見直しを行うもので、構成としては、 ①基本的事項(1～6ページ) ②組織体制・指示命令系統(6～8ページ) ③情報収集・連絡(9～13ページ) ④協力・支援体制(14～15ページ) ⑤教育訓練・人材育成等(16ページ) ⑥災害廃棄物処理対策(17～30ページ) ⑦災害廃棄物処理(31～54ページ)となっています。 なお、非常災害時には当該計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し、別途「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、災害廃棄物の処理を行うこととなっています。	福岡県が作成した策定マニュアルに沿い、構成市町とも整合性を図って作成しております。災害時における市の災害廃棄物処理の対応について上位計画に沿ったものであるかどうか、また現状に合ったものになっているかどうかのご確認をお願いします。